



福祉社会学の成立背景

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀畑, 義彦, 大嶋, 謙一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003779

福祉社会学の成立背景

亀畑 義彦・大嶋 謙一

はじめに

今日の福祉政策について、高度成長期に福祉の拡大をもたらしたものが、国民感情の要請に対して資源制約が緩和したことであったとするならば、現在においては、財政的にはそれを拡大する余地がきわめて限られて来ているのに対して、現実の需要はむしろ多様化し、増大しているというのが、基本的な問題である。

その原因は、高齢人口と女性有職者および障害者の増加という、人口統計学的、経済学的および社会学的に見て不可逆的な変化が起っていることである。例えば、昭和63年度版の「厚生白書」によれば、高齢人口は1985年に7.9%であったものが、2015年にはほぼ二倍の13.0%になると予想している。その生存率は1985年までは40歳で約4割が死亡しているのに対して、2015年では同年齢死亡が約1割弱と推定されている。老年人口一人当たりの生産年齢人口は、2021年には2.5対1であり、現在の60歳以上の高齢者の身体障害者の割合は63.8%、70歳以上になるとその75.6%が身体障害を併せ持つと報告している。

また、女性の就労と育児については、同白書では、「子育ての機能などの家庭の基本的な機能を確保した上で、家族一人ひとりがお互いの考え方を十分に理解しあった上で営まれるそれぞれの家庭の個性化が進んでいく」と分析し、独身女性の意識調査の結果から、子育て後に再就職、また出産後も仕事を続けるという女性が30.2%であると予想している。子どもの数は2015年では平均して2人程度である。

総合研究開発機構（National Institute For Research Advancement : NIRA）は、1990年代の日本の課題について、（1）「国際婦人年」が目指した性別役割分業によらない自由な生き方は、各種の施策、マスコミを通じ多くの女性の意識にインパクトを与えた。しかし意識の上ではある程度理解されても、個々の日常生活や社会通念をドラスティックに変わるまでには至らない。日常生活の現状維持という保守的な傾向は女性に強い。また日本社会に残る家父長意識や、女性の幸福は家庭にあるという伝統的な思考は容易にかわらない。従って1990年代には女性の経済、地域活動への参加は量的にも質的にも拡大するであろうが、根本的な生活構造面での変化はあまり期待できない。（2）1990年代に入ると、高速社会の進展により人々の精神的緊張が強まる。いろいろのひずみ表面化し、ハイタッチによるバランスが不可欠になる。高度の技術によって装備された現代社会の中で、人々の緊張はとめどなく増大する。そうなると人間は自分たちがしていることを、人間の本質に立ち返って見直すようになる。そのための社会システムを工夫するに違いない。人それぞれの個性に応じた生き方を工夫し、創造することなどのスコア活動（学習という側面だけではなく、芸術性、変化性、自己開発性など多様な記号体系＝文化体系としての質の高い生き方を指向する活動）が何ものにも替え難い「生活の質」となるだろう。（3）わが国の経済活動を支える市場メカニズムという明快かつ壮大なシステムは、労働問題や公害問題に代表されるような外部不経済を生み出し

てきた。この観点から家族を見ると、家族はこれまで、この市場メカニズムの生み出す外部不経済を一身に背負ってきたのではないかとも思える。家族という集団はかなりの柔軟性を持ち、これらの外部不経済をいくらかでも飲み込んでいけるように見えたかもしれない。今日の日本の家族に見られるさまざまな現象例えば多様な家族型態の出現、子どもの数の減少、時には家族病理とまで呼ばれるようないくつかの困難な問題等は、これら外部のシステムの影響に対する対応の姿とも見てとれる。21世紀に向けて、果して家族はどこまでこれらに対応して、変化していくであろうか、等々と女性の社会進出が与える社会的影響の問題、生活の質の問題、家族問題などの将来の姿を予測している。

子ども、老人、病人および心身害者が弱者であることは、どの社会でも同じである。子どもの数が多く老人の数が少なかった時代においては、家庭にある女性がその面倒を見る立場にあり、その負担は大きかった。しかし、子どもはたくさんいたので、一人当たりによくの手をかける必要はないとされ、子どもは自分たちの仲間のなかで、いわば自然に育った。老人は大事にされたが、その数は少なかった。また健康な老人の多くは農業や家事に従事し、また家庭や地域に役割をもち、主婦と協力する重要な生産者でもあった。

現在、子どもの数はどんどん少なくなっているが、育児や教育に多くの手間をかけることが子どもを大事にすることだとされているので、子ども一人当たりの物的、人的資源に対する需要は、平均所得の増大につれて急速に増えようとしている。その一方で、母親は積極的に職場に進出するようになったので、家庭や地域で子どもの育成に適した環境が提供される確立はきわめてふぞろいになっている。また、老人が急速に増えるので、成人病患者や寝たきり老人などの障害者が全体的に増えている。さらに、現在高齢化しつつある者の多くが勤労者であり、この人達は、たとえ健康であってもいずれは職場から引退しなければならず、その時に家庭や地域で他人の役に立つことをしようと思っても、そのための条件が失われている。これらのことは、現在では普通の人が遭遇する珍しくない問題となりつつあるということである。

福祉は、もともと弱者を救済するためのものであり、これは競争原理の下では個人的不幸や社会的不公平が増大する不均衡のメカニズムが存在する場合に、これを是正するものである。産業社会以前においては、これは家族、親族、地域というような伝統的な共同体の責務であったが、産業化が進むにつれて、行政各部門が必要の発生に応じて漸次これを引き受けるようになってきた。このため、保育、教育、医療、年金、生活保護、各種社会サービス、各種社会資本などを担当している行政各部門は、お互いに補完関係にあるとか代替関係にあるとかを考慮することなく、需要の増加に伴って、それぞれの事業規模を拡大することになった。

しかし、普通の人の子どもの面倒を見たり教育したり、普通の人の健康を維持したり回復したり、その老後の生活を営んだり助けたりすることは、本来は、自分なり家族なりが、自分でやったり、市場で各種の財貨サービスを購入したり、行政の提供する各種の財貨サービスを利用したり、或いは、これらを組み合わせて行うものである。

現在では、行政の各種の財貨サービスに頼るあまり、その供給が肥大化するとともに、その実行者も、各部門間に適切な補完関係と代替関係を確立することなく、同じような目的のために活動している民間企業、ボランティアなどとの間の関係も考慮しないという状況を続けているのでは、需要の性質に対応した適切な供給を行うことは困難である。また、福祉に関連した財貨サービスの生産の基本は人の手によって行われるものであるから、物的供給によってだけでは需要のアンバランスを埋めるのには限界がある。

福祉が、特別の人の特別の状況を社会全体として救うというものから、もっと普通の状況を取り

扱うようになってくると、国民の負担において、国民の要求に応えるという性格に変質する。これは、自分の必要に応えるのに、自分が直接やるか、市場で物価を支払ってやってもらうか、行政に税金なり拠出金なりを支払ってやってもらうか、というだけの違いである。自分でやるからには、そのための苦痛や、同じ努力を他に投下した場合のメリットとの比較を考えるから、ある水準で投下は自然に止まる。家族や友人のためにする場合でも同じである。市場で購入する場合には、自分の支払う金銭的成本について同じ考えが働く。しかし行政にやってもらう場合には、負担と受益の関係が間接的になるので、需要は肥大する一方、負担をしたがらない者が多いために財政は赤字になりやすい。また、行政サービスは、受益者の満足を目的とするというよりは、規則に従って、公平・画一的に行われるので、需要者に不満が残る場合が多いが、貧富の差にもとづく差別はない。

しかし、このような福祉行政の肥大化に伴う非効率、財政赤字、受益者の不満などを改善することは、福祉行政を単に拡大することによっては本来的に達成不可能であるし、行政部門の機構改革によっても、それだけでは解決にはつながらない。

ことに現在は、福祉サービスの需要に対する多様化の時代であるといわれている。これらの福祉動向を考えるならば、福祉行政および福祉政策に視点を当てることだけでは問題の基本を捉えることはできない。最近の福祉理念の変化、即ちリハビリテーションおよびノーマライゼーションの理念を考慮した、福祉の需要者・供給者の相互関係の全体に関わる検討が必要であるといえるだろう。

これらの課題を解決するために、新しい学問領域の登場が期待されている。その一つに福祉社会学 (Welfare Sociology) があるが、この学問領域が何故必要とされるのかについて、わが国の生活保護法および社会保障制度の変遷を検討することを通して考えてみたい。

I 生活保護法と社会保障制度の変遷

戦後のわが国は、全国民が直面した物資の極度の不足、生活困窮と社会的混乱のなかから、占領の末期には次第に立ち直りをみせ、1950年代の後半、すなわち昭和30年代以降には、いわゆる高度経済成長期を迎えた。しかし、高度成長の果実が社会福祉の方にもまで向けられるのには若干の時間のずれがあり、現実には社会福祉の飛躍的拡大が見られるようになったのは1960年代に入ってからであった。この間、法制的には、1960年(昭和35年)を境にして、その前半の「社会福祉の三法」の時代から、後半の「社会福祉六法」の時代へと転換したことになる。具体的には、生活保護法(旧法が昭和21年10月、現行法が昭和25年5月から実施)、児童福祉法(昭和22年)、身体障害者福祉法(昭和24年)の三法中心の時代から、精神薄弱者福祉法(昭和35年)、老人福祉法(昭和38年)、母子福祉法(昭和39年、後に昭和56年に「母子及び寡婦福祉法」となる)が付け加わり、この間、昭和26年には管理運営法として社会福祉事業法が制定された。

「社会福祉三法」の時代は、三法中心に社会福祉関係の諸法や制度が数多く生み出されはしたものの、事実上、生活保護法にもとづく生活保護(公的扶助)が社会保障全体のなかで中心的位置を占めていたといえるだろう。このことは、社会福祉が三法にまで拡大したといっても、その実態は、社会福祉はまだ貧困低所得者対策そのものであったことを示している。しかも、その生活保護法は、理念的には、生活に困窮する全ての国民に対して無差別平等に最低生活保障を行う生活保障の法律であった。

敗戦直後の貧しさのなかで、理念的には極めて水準の高い社会福祉の法としての生活保護法を持ちえたのは、占領軍当局(GHQ)の占領政策が戦後の民生安定の最重点目標をそこにおいたから

に他ならない。

1 生活保護法の成立過程

生活保護法が生まれる時代背景として、「町中には戦災孤児や浮浪者、引揚者等があふれ、戦時中でさえどうにか維持された主食配給は、昭和20年後半以後次第に悪化して配給米の比率は低下してゆき、じゃが芋やさつま芋はもとよりのこと、脱脂大豆（豆かす）やとうもろこしが主食として配給されるありさまであった。また焼野原となった都市においては、当時、全国で数十万、東京で約十万人の人が壕舎生活を営んでいた。ここにおいて、国民生活はいわゆる総スラム化現象をおこし、「たけのこ生活」と称される生活状況に陥った。そして敗戦直後には、厚生省によると要援護人員800万人と推定されている。このような国民生活状況下では、戦災者、引揚者等の生活困窮者、戦災孤児・浮浪者・引揚孤児・戦争によって障害者となった人々等の生活を援護し保護していくことは戦後処理的な課題として急務でした。さらに戦後社会の退廃的状況の縮図ともいえる売春・犯罪もはびこり、なかでも公的扶助の実施は最優先のことであり、20年の歳末時には、社会不安がたかまり不測の事態が勃発するかもしれない」（佐藤進・児島美都子1986「社会福祉の法律入門」有斐閣）とある。

このような状況下で、GHQは政府に「救済ならびに福祉計画の件」（SCAPIN 404 昭和20年12月8日）という要求を出している。これによれば、「日本帝国政府は1945年12月31日迄に、1946年1月より6月に至る期間の失業者及びその他困窮者に対する、食糧、衣料、住宅、医療、金融的援助、厚生措置を与えるべきことを詳細且つ包括的計画を最高指令部に提出すること」としている。そしてこの覚書のなかには「趣旨は家計その他の収入源泉が規定された期間中最低生活を維持するのに不十分な国民を救済する適当な措置を展開される必要に基づくものである。日本政府は日本に於ける個人もしくは集団の労働能力の欠如、失業あるいは政治的、宗教的並びに経済的諸理由により諸種の供給の配給に差別待遇を受けることを防止する適当な措置を即時講ずべきである」として、援護に関する「無差別平等」の原則が強調されていた。

これへの解答として政府は「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定する（昭和20年12月15日）とともに、GHQに対して「救済福祉に関する件」という文書を提出している（昭和20年12月30日）。これには「救済福祉ニ関シテハ其ノ事由ノ如何ヲ問フズ現ニ生活困難ナル国民全部ヲ対象トシテ其ノ最低生活ヲ保障スルコトヲ目途トシ現行ノ救護法、母子保護法、医療保護法、戦時災害保護法、軍事扶助法等ノ各種援護法令ヲ全面的ニ調整シ新ニ国民援護ニ関スル総合的の法令ヲ制定シ国民ノ生活保障ヲ法律ニ依リ確保スルト共ニ右ニ伴ヒ政府ノ法令ニ基ク援護ヲ拡充強化スル為新ニ有力ナル民間援護団体ヲ設立スベク急速ニ之ガ準備ヲ進メツツアリ」として、新たに国民援護の総合的な法律を作り、国民の生活保障を図る旨が述べられている。GHQはこの解答文書に対して「社会救済」と題する覚書を政府に出し（SCAPIN 775 昭和21年2月27日）、条件付きでこれを了承している。それは、「差別又ハ優先的ニ取扱ヲスルコトナク平等ニ」、「私的又ハ準政府機関ニ対シ委譲サレヌハ委任サルベカラザルコト」、「救済ノ総額ニ何等ノ制限ヲ設ケザルコト」という、後に社会福祉の「三原則」といわれるようになった、無差別公平、公私分離、必要充足の三つの条件である。この「三原則」が戦後の福祉政策の基本原則を示すものとしてその重要性が強調された。政府はこれを受けて、昭和21年10月に「生活保護法」を制定することになる。この法律は、「労働能力の有無を問わず困窮していれば保護することとする一般扶助主義をとり、保護費の国庫負担率八割とした点においては画期的なものであった。しかしながら、怠惰・素行不良な者の排除、扶養義務

者による扶養の優先、保護請求権の不明記、争訟権の否定など、多くの問題」(佐藤進・児島美都子 1986 前掲書)があったとされている。

GHQは先の公私分離の原則を徹底するために、「政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件」(昭和21年10月30日)という覚書を政府に出している。そこでは「私設社会事業団体の創設又は再興に対して政府、都道府県又は市町村当局は補助金を交付してはならない。」「如何なる場合でも先ず公設社会事業団体に優先的に与えられねばならない。」「国庫からの資金が計画に用いられる時は常に厚生大臣の予めの許可が必要である。」ということがいわれている。すなわち、民間社会事業団体に対する公の補助の条件を極めて限定的に解釈しなければならない旨を示した覚書であった。このことは、憲法89条の「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という条項に関連して大きな問題とされた。しかし、憲法のこの条項の解釈は、「むしろ運営のよろしいものには公金を補助し、その育成を図ることこそ福祉国家の目的に合致する」とする多数意見により、政府は、民間社会事業団体が一定の条件を守ることによって、「公の支配に属する」ものとの解釈を下し、公費の補助を出す途を開いていった。その後、時代背景は、「非軍事化、民主化政策から経済九原則等の経済自立化政策へと転換が図られていきましたが、同時に23年6月以来失業者は急増しています。それにもかかわらず、生活保護法による救済は拡大されるどころか、引き締めの方へと向ったのでした。深刻な社会情勢のなかで、職を与えよ、しからずんば食を保障せよ、との労働者の生活保障要求はたかまりをみせました。」(佐藤進・児島美都子 1986 前掲書)というように変化する。このような情勢のなかで、総理大臣の諮問機関であった、社会保障制度審議会は「生活保護制度の改善強化に関する件(勧告)」(昭和24年9月13日)を政府に提出している。これは「現下の社会経済情勢に鑑み、政府は社会不安を除去するため、緊急に現行の生活保護制度を改善強化し、もって当面の緊迫せる情勢に対応するよう」という前書きで始まっている。生活保護制度の原則として「(1)国は凡ての国民に対しこの制度の定めるところにより、その最低生活を保障する。国の保障する最低生活は健康で文化的な生活を営ませ得る程度のものでなければならない。(2)他の手段により最低生活を営むことのできなぬものは当然に公の扶助を請求し得るものであるという建前が確立されなければならぬ。従って公の扶助を申請して却下された者及び現に受けている扶助に不服のある者は、その是正を法的に請求し得るようにしなければならない。(3)保護の欠格条項を明確にしなければならない。」というものであった。ここには生活保護制度が憲法の理念に沿って改善強化されなければならないこと、保護請求権の認定、不服の申し立て、欠格条項の明記化などの原則が示されている。

この勧告にもとづき、憲法25条の定める理念「健康で文化的な最低限度の生活」の保障をめざし、旧法を前面改正した現行の「生活保護法」(昭和25年5月4日)が成立することになる。

2 生活保護法の福祉理念

「生活保護法」第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と示し、生存権保障の理念にもとづく立法措置であることを明確にしている。それを一般化したものが、第2条の無差別平等の原理、第3条の生存権保障の原理である。

特に、この生存権は憲法第25条に示されたものであるが、最高裁判所の判例では「『健康で文化

的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件・一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、この規定を現実の立法として具体化するに当っては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複数多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。」(老齢年金受給制限事件 最高裁, 昭和57. 7. 7判決「別冊法学セミナー No. 78 基本法コメンタール第三版 憲法」1986 日本評論社)との解釈がある。従って、生存権保障の具体的な立法措置は政府の裁量に任されることになる。現在は、厚生省告示(昭和38年4月1日告示, 最終告示平成元年10月1日)の「生活保護法による保護の基準」として、その最低限度基準が示されている。

「生活保護法」第4条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」という、補足性の原理を規定している。これは、現実に生活が困窮していても、他に最低限度の生活を維持する余地を残している場合には、「生活保護法」が適用されないということである。この補足性の原理に対しては、「資本主義体制のなかで貧困にたいする個人の自己責任が追求されざるを得ない思想的系譜をつぐものと考えられよう」(糸賀一雄 1968「福祉の思想」日本放送出版協会)との説明があるが、一方では、「福祉は富める者から貧しき者への恩恵ではない。また健康者からハンディキャップをもつ者への恩恵でもない。全ての人間が対等な関係を取り結び、それぞれの能力を開化しうる社会システムの創造こそ、福祉の中心的価値でなくてはならない。」(新藤宗幸 1986 行政改革と福祉理念の再考「ジュリスト増刊総合特集転換期の福祉問題」有斐閣)という主張もある。これは競争原理から共存または共生原理への転換の必要性を主張しているものである。生活保護という扶助性の重視のみではなく、今後の福祉ニーズの拡大に対応する福祉社会の構造変革に必要な根本的理念として、この主張に傾聴すべきところが多いと考えられる。

すなわち、これまでの公的扶助措置の拡大と行政機関のそれに対する構造変革だけに頼っているのであれば、福祉サービスの受給関係を調整することができないというのが現状であり、複雑化・多様化する福祉課題について総合的な検討が必要とされているのである。

その後、全国社会福祉協議会の社会福祉基本構想懇談会は昭和61年5月9日に、「社会福祉改革の基本構想」と題する提言を行っている。特に生活保護制度に関しては、「健康で文化的な最低生活を保障する公的扶助としての側面をもつ生活保護は、今後とも国の制度として維持されなければならないが、しかし、現行生活保護法が施行されて以来、30数年を経過した今は、その制度の仕組・内容をそのまま維持・存続させることは適切ではない。このために医療扶助や保護施設等の在り方を含めて、望ましい制度の在り方とその運用法等について抜本的に再検討することが必要である。」として、新しい福祉社会の建設についてのモデルを模索している。しかし、このモデルを提示できる学問領域が既存の学問体系に存在しないことが、今日の福祉の課題をなお一層複雑にしている原因の一つとも考えられるのである。

3 社会保障制度をめぐって

(1) 第1次社会保障制度審議会の答申

戦後のわが国の社会保障制度の確立をめざす提言は、昭和24年11月14日に、社会保障制度審議会が提出した、「社会保障制度確立のための覚え書」に始まるとされている。この中で、社会保障とは「憲法が国民に保障する基本的人権を尊重し、国民の生活権を確保するために、全国民にひとし

く老令、廃疾、失業、疾病、傷害、死亡、出産等に伴う困窮に対し経済的保障の途を講じ、国民生活の不安を除去して社会秩序を維持し、もって民主主義社会の理想を実現せんとするものである。」と定義されている。この「覚え書」は、「国の経済力の許す範囲内において」という限定付きではあるが、(1)全国民を対象とし、(2)最低限度の生活保障とあらゆる医療および保健の機会を与え、(3)公費の負担と国民の一部負担、(4)行政機構の一元的改善と経営の民主化、(5)これまでの制度の総合調整、(6)公的医療施設の整備拡充と公衆衛生活動の強化拡充、(7)失業保険の整備拡充、(8)老人、寡婦、孤児、身体障害者その他の生活困窮者に対する制度の社会連帯観念による一層の拡充強化、(9)最低賃金制度への家族手当の包含、等々を提言している。

その後、同審議会はこの線で論議を重ね、昭和25年10月16日に「社会保障制度に関する勧告」を政府に提出している。その内容は、第1編社会保険（医療、出産及び葬祭に関する保険、老齢、遺族及び廃疾に関する保険、失業に関する保険、業務災害に関する保険）、第2編国家扶助、第3編公衆衛生及び医療、第4編社会福祉、第5編運営機構及び財政、等の社会保障全般にわたる詳細な提言である。特に第2編国家扶助においては、「国家扶助は、生活困窮に陥ったすべての者に対して、国がその責任において最低限度の生活を保障しもって自立向上の途をひらくことを目的とする。これは、国民の生活を保障するための最後の施策であることを建前とする。従って、他のあらゆる手段によって、その生活維持に努力を払ってもなお最低生活を維持することができない場合に初めて適用されるものである。」と述べられている。扶助の適用範囲と原則の提言については、先に見た生活保護法の場合同様に、補足性の原理が強制的に述べられている。そして、保護費用の負担については、国が8割、都道府県および市町村がそれぞれ1割とされている。

また、第4編社会福祉では、「ここに、社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うことをいうのである。国、都道府県及び市町村は、この目的を達成するために、必要な施設を設け、その分布の合理化と整備拡充を図る必要がある。また、社会福祉に関する業務に従事するに必要な専門知識及び技能を有する職員の養成確保に努めなければならない。同時に、民間社会事業に対しても、その自主性を重んじ、特性を活かすとともに、特別法人制度の確立等によりその組織的發展を図り、公共性を高めることによって国及び地方公共団体が行う事業と一体となって活動しうよう適当な措置をとる必要がある。」と、社会福祉の目的と達成方策を述べている。

特に今日的な課題である福祉供給システムの在り方に関して、この勧告では、民間事業の積極的活用を主張していることが注目される。また、社会福祉機関として「民生安定局」の設置を提言しているが、これが今日の社会福祉事務所として発展している。

福祉の措置について、まず国家扶助による経済保障が社会保障として優先されるべきで、この保障以外の個別的生活問題が社会福祉の取り扱う範囲であるとしている。特に注目されるのは、老人に対する福祉措置として、「自宅における援護が困難である場合においてのみ」施設に収容し援護すべきであると提言していることである。これは現在、在宅ケアに代表される福祉の人的サービスの拡大について、国、地方公共団体および家族の責任分担をどう解決するのかという、福祉改革の基本事項に関わる問題として提起されている。

この勧告は、イギリスのビバリッチ報告におけるナショナル・ミニマム創設に匹敵する日本型社会福祉を「西欧型福祉国家」にキャッチ・アップして形成する歩みを示したものであるといわれている。

(2) 第2次社会保障制度審議会の答申

その後経済の急成長などの社会変動もあり、この勧告は批判的に改善されている。それは昭和37年8月22日に提出された社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策について答申および社会保障制度の推進に関する勧告」として提言されることになる。

これは、「たまたま日本経済の未曾有な成長に際し、国民所得階層の格差が拡大したため、わが国の社会問題もあらたに多くの解決すべき問題をもつにいたったので、本審議会はそれらに対する対策をもあわせて考究することが適当であると考えようになった。」との前文で始まっている。

総論では、憲法第25条の生活権保障について、「これが社会保障の目的であるけれども、それを實現する手段方法は時代とともに、とくに経済構造の変化にもなつてかわるのは当然である。」として、社会保障の三公準を示している。それは、(1)社会保障は所得再配分の作用をもち、積極的な経済効果をもつものであること、(2)国民所得および国家財政における社会保障費の引き上げ、(3)国庫負担、保険料および受益者負担の割合について原則を確立させること、等々である。

この公準にもとづいて、これまでの社会保障制度の理念であった財政の不足は国庫負担にゆだねればよいというような考え方を続けるならば、力の強い者の属する制度はますます発展し、力の弱い階層に対する制度はますます低い水準にとり残される結果となつて、社会保障の均衡のとれた発展が期待できない、と指摘する。その結果、この勧告でもっとも重要視されているのは費用の配分についてである。すなわち、「われわれのあたらしい社会保障を通じて、どういう部分を税金でまかなうべきか、どういう部分を保険料でまかなうべきかまたどういう部分を関係者の負担とすべきか、それが問題の核心と考える」と述べている。費用給付の調整については、「今後は所得再配分の観点にたつとともに費用の効率的な使用を考えて、できる限り保険料と給付との比例関係を排し、保険料は能力に、給付は必要に應ずる方向に進むべき」であり、現行制度における「制度がちがえば同一の事故でも支給の条件や金額がちがうような場合がある」ことはすみやかに改めるべきであることを指摘している。また、給付条件に関しては、「現物給付の特徴は、現金給付のように他の用途に流用されるという心配がなく、したがってむだがなく、比較的安上がりであるが、これを受けるものにとって私生活の干渉となることが多い。それゆえ、給付を受けることが任意な場合については、現金のほうがよいであろう。給付を強制する場合や現金ではその効果が期待出来ない場合は、現物給付が適当であろう。」と述べている。また、社会福祉政策に関連して、「ここでわれわれが社会福祉政策というのは、一般に考えられているような広義の社会福祉ではなく、国および地方公共団体が低所得階層に対して積極的、計画的に行う組織的な防貧政策をいう。」として、生活保護政策に限定した考え方を示している。対象の単位について、世帯に限定し、これと親族または扶養義務者との関係を正確に規定すべきことを要求している。これにもとづいて、「従来の勧告および答申にあたって採用した医療、年金、国家扶助、公衆衛生、社会福祉、というような事業別区分」をやめ、国民階層を「貧困階層、低所得階層、一般所得階層」に区分し、それぞれの階層別の社会保障制度の確立を提案している。貧困階層とは、「その生活程度が最低生活水準以下」の階層、低所得階層とは、「老齢、廃疾、失業等の理由でいつ貧困階層に落ちるかわからない不安定所得階層をも含めて」ボーダーライン階層と呼んでいる。一般所得階層とは、これ以外のもののことである。

具体的内容として、まず貧困階層については生活保護が社会保障政策の中心とされるべきであるとの考えから、最低生活水準をできる限り理論的な算定方式を用いて決定し、最低賃金制度の確立とともに最低生活水準をそれに包含させ、この改訂は公正かつ権威ある手続きによるべきであると提言している。生活保護の方法としては、生活保護は原則として現金給付をもってし、被保護者の住居において行うとしている。また、自立更生のために必要な措置を大幅に拡充させて自立の助

長を図るとしている。その他、必要概応の原則、不服の申し立て、保護者のいない児童の最低生活の保障などについて提言している。

低所得階層については、社会福祉の対象基準として、(1)種類別に条件設定された身体障害者、精神薄弱、老齢母子、多子、失業など、(2)国民の生活水準、国民感情からみて妥当であると思われる者、(3)誰がみても貧困におちいるおそれが大きい者、等をあげている。これらについては、時代の推移や他の社会保障制度の整備などで変化され、また、貧困に陥るおそのの大きさの順位を定めることが必要であるとの条件をつけている。福祉対策としては、職業病対策、失業対策、低家賃住宅対策、それにリハビリテーション対策をあげている。財源は、原則としては国と地方公共団体が負担するが、「当人に負担能力があり、かつ受益できない者との権衡上適当である場合には、費用の一部を当人に負担させることもある。」としている。

一般所得階層については、「社会保険を中心とし、目的税的な保険料として必要な経費を拠出させ、一般に生活を不安定にする事故について対策を考える。」としている。そして、生活不安定の原因となる事故に応じた各制度の給付相互の均衡調整が必要であるとしている。具体的には、「老齢年金、障害年金、遺族年金については、全ての制度において給付額の最低保障を行い、その額は定額で、なるべく均衡するように定める。被用者を対象とする年金制度では、厚生年金保険の報酬比例部分に相当する部分は年金給付の構成要素として残るとともに、国民年金においては保険料に所得比例を加味することとの関係で、定額部分のほかに保険料に比例する部分を設けることを考慮する必要がある。遺族年金は、現在画一的にその額を老齢年金の額の半額と定めているが、遺族の生活を考えるとこのたてまえは根本的に是正すべきである。」という提言である。

給付の条件としては、老齢年金の支給開始年齢を決定すること、障害年金や遺族年金の受給資格を最少限度に留めるべきであること、失業保険の給付に対しては被保険者期間の長期継続を条件とし、また、「受給地の賃金水準にくらべて著しく高い失業保険を受けるために就職をしぶることのある現在の仕組を」改めるべきであることなどが述べられている。

費用の負担については特に、「年金額を国民生活水準ののびに応じて引き上げてゆく場合にも、インフレーションに対して実質的な価値を維持する場合にも、少なくとも年金の最低保障額は現に支給を受けているものの年金額の改訂分をも含めて、国の負担とすべきである。この部分こそ国が積極的にその責任を負うべきものであり、国においてはその費用を負担すべきものはない。これがなければ社会保障が確立されたことにはならない」として、経済変動に対応する国民生活水準の維持について国の責任を強く求めている。

最後に、社会保障の組織化の問題に触れて、「福祉国家は社会保障だけでは達成されない。一般的な他の諸政策においても社会保障の見地は重要である。とくに雇用、賃金、食糧その他の物価、税制、教育、住宅などの社会生活環境等の諸問題については、社会保障の観点をそれらを通じてつらぬくことをこの際強く要請する。それが固有の社会保障の負担を軽くし、またその効果を大きくするゆえんである。」、「社会保障は制度ができればそれでその目的が実現するというものではない。この制度の健全な発達のためには、一方ではそれと関連ある国家の他の諸政策がこれと有機的に結合するとともに、また他方では国民のこの制度に対する理解が十分であり、国民のうちに社会連帯の思想の生氣あふれることが必要である。」と、社会保障の理念にもとづいた福祉社会の必要性を力説している。

この勧告は、何よりもまず、最低生活水準以下の者の生活水準の引き上げに力を注ぐべきこと、次いで低所得階層対策としての公的な社会福祉を充実させる、というように施策に優先順位を設定したことで注目されている。

(3) 高度経済成長と社会構造の変化

時を同じくして、日本の経済社会は「所得倍增計画」という経済政策をきっかけ、高度の経済成長の時代を迎えることになるとともに、産業構造の転換を図ることになる。経済成長および産業構造の転換が急激であったために、社会全体の構造もドラスティックに変化した。国土の乱開発の問題、太平洋沿岸大都市への人口の集中に見る人口過密の問題、農村地域の人口減少に見る人口過疎の問題、公害の拡大の問題等々が表面化してくる。それとともに生活環境も大きく変動していくことになる。例えば、「農山漁村の二、三男は、職を求めて都市に流出し、長男や一家の中心となる壮年男子の間にすら、兼業に従事したり、出かせぎ労働を行うものがふえ、労働のしわは母親に寄せられがちである。その結果、母親はこどもの保育を、自分以外の保育者にまかせるか、こどもを保育を欠ける状態に放置せざるを得なくなるのである。あるいは、ボーダーライン階層を含めて、低所得階層が、その生活を維持するために、母親が働こうとすれば、これまたこどもの保育を、だれかにゆだねざるを得ないであろう。物価上昇による生活水準の相対的な低下は、この傾向にいちだんと拍車をかけているように思われる。」(中央児童福祉審議会保育制度特別部会 昭和38年7月「保育問題をこう考える(中間報告)」とする記述は、この時代の生活環境を如実に表現している。こうした社会の変化は当然、福祉のニーズの拡大と多様化を生むことになる。すなわち、社会福祉はもとも貧困層の救済や諭会復帰を課題としたが、ここでは貧困問題とは別に異質の社会サービスが期待され、その整備が、現役層の就業による自助を可能にする不可欠の条件となったのである。しかもこの種のニーズは、生活水準の上昇につれてさらに増大し多様化するし、そのサービス供給は機械化による合理化の余地が小さいだけに、一層の人員と資金を必要とするというように社会保障の変質が要求されるようになったのである。と同時に、社会保障に関わる費用も当然多額になる。この「所得倍增計画」による社会経済構造の急変による弊害を修正するために、経済審議会は昭和44年9月9日に「新経済社会発展計画に関する件」と題する答申を政府に提出し、翌年5月1日に政府は閣議決定をもって、この計画を承認している。

(4) 経済審議会の答申と厚生省の長期福祉計画

「新経済社会発展計画」は昭和45年度から昭和50年度の期間における経済運営の指針として決定されている。留意点として、(1)物価の安定を最重点課題とすること、(2)対外経済政策を総合的な見地から展開すること、(3)新しい農山漁村の建設と中小企業、流通部門の経営近代化を進めること、(4)交通問題、住宅問題、公害等の施策の推進を図ること、(5)公共投資計画の策定に弾力性をもたせること、(6)労働力の有効活用、技術開発の推進、教育と人的能力の向上、資源の安定確保、輸送の円滑化等の対策を進めること、等々があげられている。

この計画の中で、社会保障は社会開発の推進の問題と社会保障の充実の問題として捉えられている。

社会開発の推進に対して社会保障は「経済発展の成果を十分に享受したい高齢者や心身障害者等に対して一層の配慮を払うことに重点を」置くとし、「所得水準の上昇に応じて租税負担や社会保険負担をある程度高め」、「民間資金の導入、民間事業主体の参加、受益者負担の拡充など、充実してきた民間経済力を公共的に活用する新たな工夫が必要となる」としている。また、「社会開発の推進を支えるものは、基本的には福祉社会建設への国民の自発的な意欲と行動である。国民が連帯意識のうえにたつて、自ら望ましい社会のあり方を選択するとともに、社会的責任とその分に応じた負担をうけもちつつ社会開発に参加するというのが社会開発の本来の姿であって、政府はこの国民の選択にもとづいて、積極的、効率的にその推進を支援すべきものである。このような社会開発の

推進は、わが国経済社会がより高い発展段階への飛躍をなしとげるための必須の前提となるものである。」として、国民と政府の福祉社会の建設に対する役割を定義している。

社会保障の充実については、その基本的方向として、(1)経済発展から取り残されがちな分野において、国民生活水準の向上に見合った給付水準を確保するとともに、社会保険負担について拠出者の所得の伸びをより直接に保険財政面に反映させる。(2)医療保険部門に偏した社会保障の部門間不均衡を是正しつつ、その内容を実質的に充実して効果をより高める。(3)社会保障に関連する施設の整備と要員の確保を強力にすすめる、等々をあげている。

この「新経済社会発展計画」を受けて、厚生省では昭和45年9月29日に「厚生行政の長期構想—生きがいのある社会をめざして—」(厚生省大臣官房企画室)を出している。このねらいとするところは、第一に「社会保障を国民経済の中で正しく位置づけるために、現在(昭和44年度)の振替所得の対国民所得比5.2%を2%程度引き上げる」ことである。また、「西欧先進国が一世紀余りの歳月を経てたどりついた老人国への途を、わが国の場合は半世紀にもみたくない短い期間で到達しようとしているが、このような経験は、他に例をみない異常な経験といってよい。こうした場合に高齢者の生活の保障をどう考えればよいのか、年金制度の成熟のみを座して待つわけにはいかない深刻な問題が待ちうけている。他方、この間において核家族化の進展はさらに問題を複雑にする。」「貧困世帯に対する所得保障についても、現代における「貧困」の意味が改めて問われることになる。社会全体が貧困であった時期には、好むと好まざるとにかかわらず問題の焦点は最低生活水準にあてられざるを得なかったが、1979年代という新しい段階における最低生活水準の具体的な意味内容は何か、われわれが従来経験しなかった新しい問題として投げかけられることとなろう。」「保険・医療の問題に関しては、これまで国は施設の整備、専門職員の養成等について、各種のプログラムに従って努力してきたが、医学技術の進歩、社会の変動につれて、新しく対処すべき分野は増大し、施設も職種も多様化の一途をたどっている。このような現状に鑑み、増大する保険需要に対し、かぎられた社会資源を効果的に機能させるため、健康増進から予防、治療、リハビリテーションの各分野を通じ、システムとしての連続性、包括性を確保する方策について検討する必要がある。」と現状を分析し、第二のねらいを「社会保障の個々の分野で、改めて内部分析を行い、新しい社会に対応した目標を設定」することとされている。第三は、消費者物価の上昇傾向に対応する方策の設定、大気汚染・微量有害物質・公害・自然破壊等々による健康破壊と生活環境破壊に対応する方策の設定、人口の過疎・過密につれて、児童、老人を含めての生活環境の変化および高密度化した労働環境による精神的緊張の高まり等々に対応する方策の設定などがねらいとされている。

福祉サービスの対象として、低所得階層、心身障害者(児)、保育に欠ける児童、老人、母子世帯をあげている。療養者や病弱者を中心とする低所得階層への対策として、医療保障を強化し、医療社会事情ワーカーの身分保障を行うことにより、その活動の強化を図るとしている。心身障害児・者に対しては、「施設の整備に加えて、在宅者に対する手厚い対策を講ずるものとする。なお、地方自治体の地域特性と創意工夫に充分意を用いるため、予算の実行段階では個々の補助金にあまりとらわれない方式を採用するよう努めることとする。ホーム・ヘルパーについてはサービスの対象者が異なるに従って老人も含めて別々の制度ができていく現状を改める。また、民間ボランティアについて積極的な活用を行う。」としている。保育に欠ける児童に対しては、「婦人の労働する機会の増加に伴う要保育児童の増加に対応するため、早急に事業所内保育所に対する助成を開始する必要がある。」としている。老人福祉に対しては、41万人(昭和45年)にのぼるねたきり老人対策を最優先させ、ホーム・ヘルパーによる介護、保健婦による保険指導の措置を講ずるとし、61万世帯(昭和45年)のひとりぐらし老人に対してはテレフォンセンター等による相談体制を整備し、介護人の

派遣等の援護措置を講ずるとしている。その他、老人福祉センター、老人憩いの家、老人クラブの整備拡充や老人ニュータウンの建設などが提案されている。

福祉サービスの対象者に対する社会保障について、この構想では、原則として在宅においてのサービス供給または地域においてのサービス供給を考えている。また、サービスに対する費用は受益者負担が原則とされている。すなわち、社会保障についての「自助の原則」が貫かれているとともに、民間活力の導入による国家の社会資本不足を補填し、その拡充を図ろうとするものであるとあってよい。特に、民間活力の導入については、「社会福祉施設の整備主体について、公私いずれによるべきかは社会福祉事業の基本的な考え方にもかわり、議論の分かれるところであるが、国や地方公共団体の責任で施設整備を促進するのはもちろんとしても、民間施設には公立施設にはない各種の利点が指摘されるところでもあり今後の施設整備に当っては、先駆性、知識経験、技術を十分に活用するよう配慮すべきである。」(中央社会福祉審議会 昭和45年11月25日「社会福祉施設の緊急整備について」(答申)と強調されている。

これらの計画、構想等また社会変動などが要因となって、社会保障の現状に変化が見られてくる。このことは、「戦後25年の社会福祉施設の推移をみると、一つの大きな流れとして、公的扶助中心の福祉サービスから、地域福祉サービスを取り入れた巾広い福祉サービス体系への転換という傾向をみることができる。特に、最近はねたきり老人の問題を契機として在宅者サービスへの関心がたかまり、こうした傾向がますます顕著になってきている。」、「このように社会福祉施策全体のなかで、公的扶助の占める比重が相対的に低下する一方で、経済社会の発展、国民生活の変化に伴い福祉ニードはますます多様化している。その結果社会福祉サービス体系のあり方は根本的な検討をせまられることになった。」(全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究作業委員会 昭和46年5月20日「福祉事務所の将来はいかにあるべきか—昭和60年を目標とする福祉センター構想—」)という現状分析によく現れている。

(5) 「経済社会基本計画」について

その後、昭和48年2月13日には、「活力ある福祉社会のために」という副題をもつ「経済社会基本計画」が閣議決定されている。当時の田中内閣はこれをもって「福祉元年」とであると規定した。

これは、「新経済社会発展計画は、昭和45年5月に閣議決定をみたが、その後、内外情勢は、同計画の想定をこえる急激な転換を示している。すなわち、通貨の多国間調整や世界各地における東西間の接近など、国際経済社会の基調は大きく変わりつつあるほか、わが国においては、景気循環の局面を問わず国際収支の黒字基調が定着するとともに、一方では公害、環境問題等が一段と深刻となり、これにともない、経済社会のあり方に対する国民の考え方も変わってきている。内外両面における事態の変化がこれほど急速にあらわれてこようとは、新経済社会発展計画でも予期しえなかったことである。」という書出しで始まっている。そしてこの基本計画の目的として、「国民福祉の充実と国際協調の推進を実行するための方策を明らかにしようとするものである。」としている。

国内経済社会の具体的構造変化として、(1)豊かさの偏在など各種の不均衡が表面化してきたこと、(2)新しい公害の激化と無秩序な開発による自然破壊が進んでいること、(3)環境、資源等の限界が問題になってきていること、(4)経済活動が太平洋ベルト地帯に急速に集積し、人口の地域的不均衡と国土利用に問題が生じていること等々と分析している。また、国民の意識変化については、(1)社会資本、社会保障の現状を不満とする者が多く、とくに老後の不安定、税負担の不公平感、医療サービスの不足に対する国民の不満が強いこと、(2)所得水準の上昇にともない、国民の意識が多様化しつつあること、(3)生活の安定と社会的公正の欲求が現れてきたこと、(4)安全への欲求が高まってい

ること等々に見ることができるとしている。そして、活力ある福祉社会の実現に向けて、4つの基本原則を確認している。すなわち、第一原則「経済社会において守られるべき各種の基準および費用分担の原則」、第二原則「社会的公正の尊重」、第三原則「地域社会の独自性」、第四原則「国際協調」がそれである。これらの原則を基調に、政府は民間の経済社会活動の新しいルールの基準を設け、公共的に供給すべき財・サービスの範囲を明確化し、これの公正かつ効率的な供給管理運営方式を確立することを承認している。企業は資源や環境の有限性に配慮しつつ、国民福祉の充実に寄与し、国際経済社会への調和に配慮した活動を行い、国民は社会的連帯意識と自らの責任感にもとづいて、新しい経済社会の形成に参加することが大切である、と指摘している。

この目標達成のための政策として、「全国民のゆとりある安定した生活の確保を最優先課題の一つ」とし、必要な政策を強力に推進するが、その基礎として、社会保障の充実、住宅・生活環境の改善、週休2日制の普及と自由時間の充実、教育の改善、労働者福祉の向上および消費者保護の推進等に積極的に取り組む」ことがその基本であるとしている。社会保障の具体的な政策として、(1)すべての老人が、親族による扶養、貯蓄等国民生活の実態からみて生活設計の基盤となりうる水準の年金を受ける、(2)全ての国民の多様化し、高度化する医療サービス需要が、予防・治療・リハビリテーションのそれぞれの局面において、高い水準で満たされる、(3)広く国民一般の社会福祉分野における施設やサービスに対する需要が適切に満たされる、等々を長期的に充実させることをあげている。特に、収容保護を必要とするねたきり老人、重度の心身障害児(者)などに対しては、計画的に全員入所できる態勢を確立するとともに、施設運営の改善合理化と家庭奉仕員の増員をはじめ、コミュニティ・ケア、在宅ケア等の充実による社会福祉部門の政策強化を上げていることが注目される。

しかし、この計画は同年秋に起った第一次石油ショックによって国際的な経済停滞の幕あけを迎え、再度見直しが図られ、社会保障の財政拡大基調から、抑制、緊縮へと向かうことになる。すなわち、経済社会は資源制約下での大量消費生活の反省、省資源・省エネルギー生活への努力が要求されることになった。これに伴って、国民生活は個々の自主的なあるいは多様な生活に従って、節約、連帯、調和、効率等々の理念的な活動が要求された。社会保障財政緊縮の方向は社会保障給付の規模と負担にどう対処していくかという調整問題とも絡み、福祉の総合的見直しという傾向に拍車をかけたといえるだろう。社会福祉基本構想懇談会では、これらのことを「昭和60年度予算において、二分の一を超える高額補助金の一部削減とその地方財政への肩代わりが強行され、さらに昭和61年以降の補助率の在り方についての検討が改めて行われてきた。そしてこの補助金問題の検討は、単に補助率に関する論議にとどまらず、補助事業に関わる国と地方の役割についての見直しと結びついて行われ、社会福祉とつても、その事務事業の再編が取り上げられ、制度改革に直接つながることとなった。」(昭和61年5月9日「提言 社会福祉改革の基本構想」と述べている。

おわりにかえて

これまで見てきたことを概括すると、わが国の生活保護法および社会保障は、高度経済成長の時代に端を発して、その後の経済計画、経済施策とともに変化してきたといえる。さらに石油ショック(1973年)を契機に経済成長率が低下し、経済政策が需要抑制、合理化、緊縮化へ向かうとともに、特に最近では行政改革の中で福祉行政の変革を求められることになり、公的扶助中心の福祉サービス体系は改革を迫られ、社会保障への見直しが強くなってきている。それとともに、社会福祉に

対するわれわれの理念の変化，すなわちリハビリテーションおよびノーマライゼーションの考え方の理解が徐々に深まりつつあるということも忘れてはならないだろう。このような情勢の中で，これから求められる福祉社会のモデルは，丸尾直美氏（1988）が例示した「日本型福祉社会」モデルを参考例として検討されることが必要であろう。

丸尾直美氏によれば，これからの福祉社会はその理念として，ノーマライゼーションの考え方を基盤とし，福祉サービスの受給についての総合システム化とネットワーク化を福祉社会の形成に向けての第一条件としている。福祉社会形成の第二条件は，福祉供給に関する民間企業による市場的供給と家族や地域に代表されるインフォーマル部門での供給にかなりの程度を期待する，福祉ミックス論を中心とした「最適福祉ミックス」の形成であるとしている。第三の形成条件は，これまでの中央官庁監視型からの脱却を図り，住民参加と情報公開による地域社会への権限委譲による，福祉サービスの分権化と分散化が達成されることであるとする。

これらの条件は「生活の質（quality of life）」の充実と「労働生活の質」の充実とを兼ね備えた「福祉生活の質の充実」という目標に向かって，福祉社会を形成するための必要条件であるというのが彼の主張である（丸尾直美 1988 福祉国家の今日的課題「社会福祉研究 第42号」）。

それらを総合的に検討するためには，(1)経済システム，(2)公共福祉システム，(3)福祉分配システム，(4)インフォーマル・システム等々の分野をトータルとして視野に入れる学問体系が必要となる。

これまでのわが国の福祉政策はどちらかというと時代の経済的趨勢の中で，這行的対応を行ってきたというのが現状である。これらの福祉社会は，われわれ全員が経済的豊かさを共有し落ち着いて生活できる社会でなければならない。そのためには時代的対応の政策ばかりではなく，長期的に対応できるモデルが必要とされる。その努力は今始まったばかりである。それは既存の学問体系をその内を含みつつも，新しい視点を持った新しい研究分野の登場の期待である。福祉社会学がこの期待に添うべく努力していることは注目に値するものである。

われわれは，この新しい研究分野を実り豊かに育てる意味で，積極的に努力することを惜しむてはならない。

引用文献

- 1) 厚生省 昭和 63 年「厚生白書」 厚生省統計会
- 2) 総合研究開発機構 1988 「1990 年代日本の課題」N I R A サービスセンター
- 3) 全国社会福祉協議会 1986 「社会福祉関係資料集 1」 月間福祉増刊号第 69 巻 11 号
- 4) 佐藤 進・児島美都子 1986 「社会福祉の法律入門 [第 2 版]」 有斐閣
- 5) 糸賀一雄 1968 「福祉の思想」 日本放送出版協会
- 6) 新藤宗幸 1986 行政改革と福祉理念の再考 「ジュリト増刊総合特集転換期の福祉問題 (No. 41)」 有斐閣
- 7) 「岩波六法全書昭和 54 年版」 1979 岩波書店
- 8) 厚生省 1989 「社会福祉六法」 新日本法規出版
- 9) 星 肇 1977 「高度成長」と社会構造の変化「岩波講座日本歴史 23」 岩波書店
- 10) 丸尾直美 1984 「日本型福祉社会」 日本放送出版協会

(亀畑 義彦 本学教授 旭川分校)

(大嶋 謙一 北海道手稲養護学校教諭)